

# 総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)受験者の官庁訪問について

—平成29年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)における取扱い—

内閣官房  
人事院

**総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)の合格者の官庁訪問については、次のとおりです。**

## 平成30年4月採用に向けた官庁訪問について

官庁訪問は、志望府省等に採用されるための重要なステップです。

平成29年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)受験者の平成30年4月採用に向けた官庁訪問の方法については、各省庁人事担当課長会議申合せにより決められています。

(注) 原則として、平成29年度総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)から採用されることを希望している方のみ適用されます。

月	10月	...	12月							
日	1	...	8	9	10	11	12	13	14	15
曜日	日	...	金	土	日	月	火	水	木	金
	第一次試験日		最終合格発表日			訪問開始日				内(午 前禁 9時 以降)

接触禁止期間(※第1次試験日から開始)

### ▶ 接触禁止期間

第1次試験日の10月1日(日)から官庁訪問開始日である12月11日(月)午前9時までの間は、接触禁止期間となっています。各府省等とも、受験者に対する業務説明や面接等、採用に向けた行為(電話、メール等による接触も含む)は一切行いません。受験者の皆様も、接触禁止期間中は、各府省等への訪問や、電話、メール等を含む個別接触を一切行わないようにしてください。

なお、最終合格発表日の12月8日(金)から12月10日(日)までの間も接触禁止期間中であり、12月11日(月)から始まる官庁訪問の電話やメール等による予約の受付等も行っていないので、ご注意ください。

※ 上記接触禁止期間は、平成30年4月採用に向けた官庁訪問に係るルールになりますので、平成30年4月採用に向けた官庁訪問を行う予定のない方には適用されません。

### ▶ 官庁訪問の開始

官庁訪問は、12月11日(月)午前9時の開始となります。官庁訪問の受付(予約を含む)も12月11日(月)午前9時からとなります。

官庁訪問では採用面接が行われます。各府省等は、官庁訪問を通じて訪問者が各府省等にとって適した人材であるかどうか、行政に対する意欲がどの程度であるかなどを評価し、採用者を人選します。内定を得るためには、必ず官庁訪問をしてください。

また、官庁訪問の際には、必ず身分証明書(学生証等)を携帯してください。

### ▶ その他

官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は、午前9時からとなっています。

各府省等は、訪問した受験者への対応においては、できる限り待ち時間を縮減し、早期に帰宅させるよう努力するとともに、地方受験者に不利にならないよう、十分配慮することとしています。

また、各府省等は、内定解禁日である12月15日(金)午前9時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととしています。

※ 各省庁人事担当課長会議申合せについては、人事院又は各府省等のホームページをご覧ください。  
また、人事院及び各府省等ではホームページに関連情報を掲載していますのでご覧ください。

## 採用相談について

人事院人材局企画課では、採用に関する相談に応じています。官庁訪問の方法や採用までの手順等について疑問、質問がありましたら、お気軽にお尋ねください。

### ▶ 官庁訪問に関する通報

次のような事例は「申合せ」に反するおそれがありますので、万一そのような場合がありましたら、電話（下記連絡先）やメール（国家公務員試験採用情報ナビ内の「お問い合わせ」をご利用ください。）にて通報してください。

- 接触禁止期間中に、各府省等の職員から呼び出しがあったり、電話やメール等で勧誘を受けた。
- 深夜まで待たされる、深夜に長時間にわたる電話をされるなど過度な拘束を受けた。  
(午後10時以降にわたって受験者を拘束することは行ってはいけないこととなっています。)
- 内定解禁前に、内定、内々定に類似する言動があった。

➡ 人事院人材局企画課（受付時間 9：30～17：00 土日祝を除く。）

〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3

TEL 03-3581-5311(内線)2315,2316 03-3581-5314(直通)

➡ 人事院ホームページ〈国家公務員試験採用情報ナビ〉

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

## 平成31年4月採用に向けた官庁訪問について

- ▶ 平成31年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる平成30年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱い（以下「平成30年度申合せ」という。）に従うものとし、各省庁は、平成30年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、受験者に対し、平成31年4月採用に関する内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととしております。
- ▶ 詳細は、決定され次第、人事院ホームページに掲載する予定です。